

大阪青年司法書士会会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当会は、大阪青年司法書士会と称する。

(目的)

第 2 条 大阪青年司法書士会（以下、「青年会」という）は、会員各自の研鑽の場とし、相互の知識、経済および社会性の向上を欲し、ひいては司法書士制度の発展及び国民の権利保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 青年会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 法律学および法律実務ならびに司法制度の研究、研修
- ② 前号の研究、研修による成果の実践
- ③ 関連機関等への建議
- ④ 会員相互の親睦
- ⑤ 友好団体との交流
- ⑥ 司法制度および登記、供託制度ならびに司法書士制度の広報
- ⑦ 司法書士の執務の改善
- ⑧ その他、前条の目的を達成するのに必要な事項

(事務所)

第 4 条 青年会は、事務所を会長の事務所に置く。

第2章 会 員

(会員)

- 第 5 条 青年会は、正会員、特別会員および未登録会員をもって組織する。
- 2 満 45 歳未満の大阪司法書士会々員で青年会に入会した者は、正会員とする。
 - 3 満 45 歳未満の大阪司法書士会以外の司法書士会々員で、青年会に入会しようとする者は、役員会の承認を経て、正会員とすることができる。
 - 4 前 2 項に規定する者で、年度途中で満 45 歳に達することになる者は、当該年度にかかる定時総会終結の日まで正会員たる資格期間を延長する。
 - 5 正会員であった者は、その資格期間満了のときから特別会員とする。
 - 6 満 45 歳以上の司法書士で、青年会に入会しようとする者は、役員会

の承認を経て特別会員とすることができる。

- 7 満 45 歳以上の司法書士で、初めて青年会に入会しようとする者が特に希望するときは、役員会の承認を経て、入会后 5 年が経過するまで正会員とすることができる。
- 8 正会員として入会后 5 年以内に満 45 歳に達することになる者は、役員会の承認を経て、入会后 5 年が経過するまで、正会員とすることができる。
- 9 前 2 項に規定する者で、年度途中で 5 年が経過することになる者は、当該年度にかかる定時総会終結の日まで正会員たる資格期間を延長する。
- 10 司法書士登録をしていない司法書士となる資格を有する者は、役員会の承認を経て未登録会員とすることができる。
- 11 未登録会員が司法書士登録をした場合は、その登録の時から正会員となる。
- 12 前項に規定するにより正会員となった者が、正会員となった時に満 45 歳以上である場合、もしくは正会員となった時より 5 年以内に満 45 歳に達することになる場合は、第 7 項乃至第 9 項の規定を適用する。
- 13 第 3 項、第 6 項、第 7 項および第 8 項の役員会の承認は、当該会員の入会届が提出された日に遡って効力が生じるものとする。

(入会手続)

第 6 条 青年会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出しなければならない。

- 2 入会届には、氏名、住所、事務所、生年月日、その他役員会で定める事項を記入しなければならない。

(退会)

第 7 条 会員が、青年会から退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、会費を 30 日以上にわたって滞納している会員に対し相当の期間を定めて会費を納入すべき旨を遅滞なく催告できるものとし、催告を受けた会員がその期間内に会費納入の意思を示さなかった場合には、その期間満了の日の翌日に退会したものとみなす。ただし、第 22 条第 6 項の規定により会費の減免等の措置があったときは、この限りではない。

(除名)

第 8 条 会長は、青年会会員としてふさわしくない行動等があった会員を役員全員の同意を得て除名することができる。ただし、被除名者が役員

である場合には、その者の同意を得ることを要しない。

第3章 総 会

(総会)

第9条 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎会計年度末日より3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、会長が招集する。ただし、15名以上の正会員から会長に対し、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面によって臨時総会の招集請求があったときは、会長は、請求のあった日の翌日から起算して4か月以内に臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 会長は、総会を招集しようとするときは、少なくとも総会の14日前に会議の目的たる事項を示した招集通知を会員に対して、適宜の方法により発しなければならない。

4 正会員が定時総会に議案を提出するには、少なくとも総会の10日前に議案およびその理由ならびに必要な予算を記載し、かつ賛成者10名以上の署名のある書面を会長に提出しなければならない。

(決議事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- ① 収支に関する予算および決算に関する事項
- ② 会則および規則の制定、変更、廃止に関する事項
- ③ 役員を選任および解任に関する事項
- ④ 除名会員の再入会に関する事項
- ⑤ その他、役員会が総会で審議することを相当と認めた事項

(動議)

第11条 動議は、修正動議および議事進行動議とする。

2 修正動議は、当該議題が議決する前に、議長に対し、修正案およびその理由ならびに必要な予算を記載し、かつ賛成者5名以上の署名のある書面を議長に提出してする。

3 議事進行動議は、口頭により発議するものとする。ただし、3名以上の支持者がなければ議題とすることができない。

(議長)

第12条 総会の議長は、正会員の中から選出する。

(議決権)

第13条 正会員は、1個の議決権を有する。

2 特別会員および未登録会員は、総会に出席できるが議決権を有しない。

(議決の要件)

第14条 総会の議決は、議長を除く出席正会員の過半数をもってする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 総会の出席は、委任状によることができない。

第4章 役員

(役員)

第15条 青年会に次の役員を置く。ただし、役員は直前会長および会計監査を除き正会員に限る。

- ① 会長 1名
- ② 直前会長 1名
- ③ 副会長 5名以内
- ④ 幹事 20名以内
- ⑤ 事務局長 1名
- ⑥ 事務局員 5名以内
- ⑦ 会計 1名
- ⑧ 会計監査 2名以内

(会長選挙)

第16条 会長選挙事務は直前会長が管理執行する。

2 会長に立候補しようとする者は、選挙告示の日から2週間以内に、氏名、事務所、所信等を記載し、かつ推薦者たる正会員5名以上の署名のある書面を直前会長に提出しなければならない。

3 会長立候補者が1名しかないときは、その者の無投票当選とする。

4 直前会長を除く正会員は、選挙権1個を有し、特別会員および未登録会員は選挙権を有しない。

5 選挙権は、正会員自ら総会に出席して行使しなければならない。

6 選挙は直接無記名投票により行う。

7 有効投票数の最も多い者を当選者とする。得票数が同数の場合は直前会長の決するところによる。

(任期)

第17条 役員の任期は、就任後第1回目の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に正会員の資格期間を満了したときでも、役員の任期は就任後第1回目の定時総会終結の時まで延長する。

(職務)

第18条 各役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、会務全般を統括し、青年会を代表する。
- ② 直前会長は、会長からの求めに応じて助言し、また会長選挙を主宰する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- ④ 幹事は、担当会務を主幹する。
- ⑤ 事務局長は、総務を統括する。
- ⑥ 事務局員は、事務局長を補佐し、総務を処理する。
- ⑦ 会計は、会計事務を掌理する。
- ⑧ 会計監査は、役員会から独立して会計の状況を監査する。

(役員会)

第19条 青年会の事業執行は、役員会の決議により会長が執行する。

- 2 役員会は、会計監査を除く役員で構成し、会長が主宰する。
- 3 役員会の議長は、会長または副会長とする。
- 4 役員会の決議は、議長を除く出席役員の過半数をもってする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5章 会 計

(会計年度)

第20条 青年会の会計年度は、毎年1月1日に始まり当年12月末日をもって終わる。

(経費)

第21条 青年会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第22条 青年会の会費は年額30,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員および特別会員で全国青年司法書士協議会(以下、「全青司」という)に登録をしていない者の会費は年額16,000円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、未登録会員の会費は年額12,000円とする。ただし、全青司の特別会員として登録する者の会費は年額20,000円とする。
- 4 会費の納入は、当年度分を当年5月末日までに会長の指定する方法によって納付しなければならない。ただし、年度の途中から入会した者は、入会月の翌月から起算した月割額を入会の際に納付するもの

とする。

- 5 第5条第11項の規定により年度途中で正会員となった者は、正会員となった月の翌月から起算して、未登録会員としての会費と正会員としての会費との差額を遅滞なく納付するものとする。
- 6 会長は、役員会の承認を経て会費の減免等の措置をとることができる。
- 7 年度途中で退会した者（第7条第2項の規定により退会したと見なされる者および第8条の規定により除名された者を含む）も当年度分の会費を納入する義務を負う。

第6章 組織加盟

（全青司への登録）

第23条 正会員は、当然に全青司に登録されるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、正会員は、会長への申し入れによって、入会初年度は全青司に登録しないことができる。ただし、再入会した者を除く。
- 3 特別会員は、会長への申し入れによって全青司に登録をしないことができる。
- 4 未登録会員は、会長への申し入れによって全青司に特別会員としての登録を申し入れることができる。

（全青司の役員等）

第24条 会員が全青司の会長選挙に立候補しようとする場合、および全青司の会長以外の役員および幹事に就任する場合は、役員会の承認を受けなければならない。ただし、青年会から全青司登録されている会員に限る。

第7章 非会員擬制

（非会員擬制）

第25条 第5条第10項に規定する特別会員は、司法書士の名をもってする対外活動においては非会員として扱う。

第8章 委任規定

（規程の制定、改廃）

第26条 役員会は、本会則を実施するために必要がある場合、規程を設け、または変更、廃止することができる。

附 則

1. 本会則は、昭和40年10月1日より施行する。
2. この会則変更は、昭和45年2月21日より施行する。
3. この会則変更は、昭和51年1月1日より施行する。但し、第16条は、昭和52年1月1日より施行する。
4. この会則変更は、昭和53年2月26日より施行する。但し、第16条は、昭和54年1月1日より施行する。
5. この会則変更（第10条第2項、第11条第1項）は、昭和55年1月1日より施行する。
6. この会則変更（第1条、第2条、第3条、第6条、第10条、第16条）は、昭和60年1月12日より施行する。なお、会則上各条において「本会」という文言は、「当会」に変更する。
7. この会則変更（第10条、第11条、第12条、第15条、第16条）は、昭和60年5月7日より施行する。
8. 第16条中のOB会費の昭和60年度分については、同年6月末日までに納付しなければならない。
9. この会則変更（第5条第1項、第11条第2項）は、昭和62年5月16日から施行する。
10. この会則変更（第16条第1項、第2項）は、昭和63年2月6日から施行する。
11. この会則変更（第1条）は、平成4年2月29日から施行する。
12. この会則変更（第16条第1項）は、平成6年1月1日から施行する。
13. この会則変更（第16条第1項）は、平成7年1月1日から施行する。
14. この会則変更（全条項）は、1999（平成11）年1月1日から施行する。
15. この会則変更（第9条第5項）は、2006（平成18）年3月5日より施行する。
16. この会則変更（第2条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第22条、第23条、第24条）は、2010（平成22）年3月7日から施行する。
17. この会則変更（第23条、第25条）は2011（平成23）年3月5日から施行する。

大阪青年司法書士会旅費等支給・援助規程

- 第1 会員（当面、当会の役員・幹事・全青司幹事その他代理人）が会務のため大阪府外（全青司、その他関連団体）に出張する場合には、その会員に対しこの規程に基づく旅費を支給し、若しくは旅費の一部を援助する。
- 第2 出張者は、主張するにつき予め会長に届け出なければならない。
- 第3 旅費の種類は、当面、運賃のみとする。
- 第4 本年度の旅費支給、援助規程は次のとおりとする。
- ① 運賃の計算は、最も経済的な経路及び方法とする。
 - ② 鉄道は、片道100km以上の在来線の場合には、急行料金、特急料金及び乗車運賃の全額若しくは半額。新幹線利用の場合は、普通運賃の全額若しくは半額。
 - ③ 船舶は、2等運賃の全額若しくは半額。
 - ④ 飛行機は、片道1,000km以上の場合で、鉄道若しくは水路旅行に支障のある場合、又は急を要する場合等、会長が相当と認めたときにその全額または半額。
 - ⑤ 関係団体の会合に出席し、当該団体より旅費を支給された場合は、本規程を適用しないものとする。
 - ⑥ 本年度全青司関係のスケジュールは別紙のとおりであるので、当該分は出張会員より請求あり次第、全国代表者会議については全額、正副会議についてはその半額、役員会についてはその半額を支給若しくは援助する。
- 第5 出張者は、会計に旅費請求書を提出のうえ、帰阪後、精算するものとする。

（制定時期不明）

大阪青年司法書士会基金規則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本基金は、大阪青年司法書士会基金と称し、通称を山田喜代隆基金と称する。

(目的)

第 2 条 大阪青年司法書士会基金（以下、本基金という）は、大阪青年司法書士会（以下、青年会という）または青年会会員が、青年会および全国青年司法書士協議会（以下、全青司という）に有益な活動をするために必要な資金を補助し、もって青年会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本基金は、事務所を青年会会長事務所に置く。

第2章 資 産

(資産)

第 4 条 本基金の資産は、青年会会員の寄付金その他をもってその総額とする。

第3章 出 捐

(出捐)

第 5 条 本基金が行う出捐は、次のとおりとする。

- ① 青年会または全青司が主催、後援等する研修会、総会、大会等の事業（以下、研修会等という）に対する助成
- ② 研修会等に参加・派遣する青年会会員に対する参加費または旅費の助成
- ③ 青年会会務のために出張を要する青年会会員に対する旅費の助成
- ④ 全青司会則に規定する全国代表者会議、役員会、部会、委員会等のために出張を要する青年会会員に対する旅費の助成
- ⑤ その他青年会および全青司に有益な活動に対する助成

第4章 役 員

(役員)

第 6 条 本基金には、次の役員を置く。

① 理事 7名以内

② 監事 2名以内

(理事)

第7条 本基金の理事は、青年会の次の役員をもって充てる。

① 会長

② 直前会長

③ 副会長

④ 事務局長

⑤ 会計

(監事)

第8条 本基金の監事は、青年会の会計監査をもって充てる。

(職務)

第9条 本基金の各役員の職務は次のとおりとする。

① 理事は、理事会の構成員となつて、その決議により、本基金による出捐を執行する。

② 監事は、理事から独立して資産および会計の状況を監査する。

(執行)

第10条 本基金による出捐は、理事の過半数の同意をもって執行する。

第5章 会 計

(会計年度)

第11条 本基金の会計年度は、毎年1月1日に始まり当年12月末日をもって終わる。

(承認)

第12条 本基金の収支決算については、青年会の定時総会において報告し承認を得なければならない。

(経費)

第13条 本基金の経費は、その資産をもって充てる。

第6章 解 散

(解散)

第14条 本基金は、資産を有することが不可能となつたとき、または、青年会の総会決議によつて解散する。

(資産帰属)

第15条 本基金が解散したときは、その資産は青年会に帰属する。

付 則

第 1 条 本規則は、2000(平成12)年4月1日より施行する。

第 2 条 この規則変更(第1条、ただし第2条より第15条までは文言訂正)
は、2001(平成13)年2月10日より施行する。

大阪青年司法書士会基金旅費助成規程

1. 大阪青年司法書士会基金規則（以下、規則という）第5条2号に規定する参加費・旅費のうち、旅費に関する助成金の額は、参加・派遣する研修会等ごとに規則第10条の規定により決定する。
2. 規則第5条3号による旅費に関する助成金の額は、出張を要する会務ごとに規則第10条の規定により決定する。
3. 規則第5条4号による旅費に関する助成金の額は、出張を要する全国代表者会議、役員会、委員会、部会ごとに規則第10条の規定により決定する。
4. 上記1～3のうち、交通費については、別紙1の基準表を参考に定めるものとする。なお、相手先から旅費の支給を受けた場合には、その金額を控除する。
5. 規則第5条3号による旅費の助成を受けようとする者は、別紙2の旅費助成申請書を青年会会長に提出しなければならない。
6. 規則第5条4号による旅費の助成を受けようとする者は、別紙3の旅費助成申請書を青年会会長に提出しなければならない。
7. 上記5および6の申請書は、出張後遅滞なく提出しなければならない。

附 則

1. この規定変更（5、6）は、2006（平成18）年3月5日より施行する。